

第2章

観光立国の実現と美しい国づくり

II

第2章

観光立国の実現と美しい国づくり

第1節 観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、成長戦略の柱、地域活性化の切り札である。我が国には、国内外の観光客を魅了するすばらしい「自然、気候、文化、食」が揃っており、新型コロナウイルス感染症によってもこれらの魅力は失われたわけではない。人口減

少を迎える我が国において、観光を通じた国内外との交流人口の拡大を通じて、地域を活性化することの重要性に変わりはなく、「持続可能な観光」の実現に向けて、引き続き、政府一丸となって取り組む。

2 年次報告の実施

観光白書は観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光に関して講

じようとする施策について、毎年国会に報告しているものであり、令和5年版観光白書は、令和5年6月に閣議決定・国会報告した。

第2節 観光立国の実現に向けた取り組み

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

「明日の日本を支える観光ビジョン」や観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）を踏まえ、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに、観光地の高付加価値化や住民生活との調和による持続可能な観光地域づくり等に、政府一丸となって取り組んできた。

（1）魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

インフラを観光資源として活用・開放し地域振興を図るインフラツーリズムを推進している。

（2）新たな交流市場・観光資源の創出

訪日外国人旅行消費額の向上や地方誘客の促進に向け、地域固有の自然や文化、食等の観光



【関連リンク】
「令和4年度観光の状況」及び「令和5年度観光施策」（観光白書）について
URL： https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000517.html



【関連リンク】
インフラツーリズム
URL： <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/about/>

資源を活用したコンテンツの造成・磨き上げを行った。

また、近年の働き方や住まいのニーズの多様化等を踏まえ、反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」やテレワークを活用したワーケーションの普及・定着といった国内における新たな交流市場の開拓に向けてモデル実証を実施した。

(3) 地域周遊・長期滞在の促進

地方部での滞在の増加に資する取り組みをより一層推進していく必要があることから、旅行者の地域周遊・長期滞在を持続可能なあり方で促進するため、調査、戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境の整備、旅行商品の流通環境の整備、プロモーション等、地域が一体となっていく取り組みを支援している。また、これら取り組みに対する助言をするため、地域への専門家派遣を支援している。

また、訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）を把握し周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに活用できる訪日外国人流動データ（FF-Data）を作成した。

(4) 東日本大震災からの観光復興

福島県では教育旅行やのべ宿泊者数の回復に課題が残ることから、同県における観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資するホープツーリズム等の滞在コンテンツの充実・強化や国内外へのプロモーション等に対して支援を行っている。

また、ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を目的として、海水浴場等の受入環境整備やプロモーションの実施等に対して支援を行っている。

2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

(1) 観光関係の規制・制度の適切な運用及び民泊サービスへの対応

平成30年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき導入された地域通訳案内士制度について、市町村及び都道府県とも連携して育成を推進し、令和6年4月1日時点で42地域にて導入し、3,782名が登録されている。

また、旅行サービス手配業の登録制度について、登録行政庁である都道府県等とも連携して制度周知を図り、同年4月1日時点で2,617社の登録がなされている。

また、「住宅宿泊事業法」に基づき、健全な民泊を推進している。住宅宿泊事業の届出住宅数は、令和6年3月15日時点で23,142件となった。健全な民泊サービスの更なる普及に向けて、営業日数を効率的に集約するシステムの活用等により、違法民泊対策の実効性を向上さ

せた。

(2) ポストコロナ時代を支える観光人材の育成・強化

観光庁では、観光地・観光産業の高付加価値化、持続可能な観光地域づくりを進めることが必要であるとの認識の下、これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、令和4年度に「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。令和5年度は、本ガイドラインに基づき、観光人材育成のためのプログラム開発の支援等を実施した。

(3) 観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地域づくりの推進

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地域づくりを推進するため、令和6年3

月29日時点で348団体（登録DMOが302団体、候補DMOが46団体。）を登録するとともに、観光地域づくり法人に対する各種情報提供や観光地域づくり法人の体制強化、観光地域づくり法人が行う着地整備の取組みに対する支援を行った。また、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを実現するため、地域主体で住民理解を深めつつ、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図っていく。

（4）観光遺産産業化ファンド等の継続的な展開

観光庁では、観光庁と包括的連携協定を締結している(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）が、地域金融機関等と連携して組成した観光遺産産業化ファンド等も活用し、関係事業者や関係省庁、自治体と連携して、地域の観光資源の磨き上げ等を図るための取組みを行った。

（5）戦略的な訪日プロモーション

個人旅行再開等の水際措置の緩和以降、インバウンドの回復が進む中、日本政府観光局を通じ、コロナ禍を経た旅行者の意識変化を踏まえ、メディアやSNS、インフルエンサー等を活用し、戦略的な訪日プロモーションを実施している。

また、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」開催を契機とした日本各地の魅力発信や、持続可能な観光、消費額拡大、地方誘客促進をキーワードとした、国・地域ごとのニーズを踏まえたきめ細やかなプロモーションに取り組んでいる。

（6）MICE 誘致の促進

MICEの更なる誘致に向けて、MICEの誘致・開催に意欲的な地方都市に対する誘致力の強化に向けた支援を実施するとともに、ユニークベニューの活用やエクスカージョンの実施、テクニカルビジット等の開発を促進する実証事業を実施した。さらに、MICE誘致の基盤整備のために、国際会議開催の際のCO₂排出量を数値化するための算出モデルの作成、ポストコロナにおけるMICEの総消費額及び経済波及効果の算出に向けた調査、MICE施設におけるコンセッション導入に向けた支援に取り組んだ。

（7）ビザの戦略的緩和

インバウンド需要の回復に向けて、今後のビザ緩和の実施について関係省庁間で検討を実施し、2024年3月には国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）のための新たな在留制度を創設した。

3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

（1）訪日外国人旅行者の受入環境整備

観光地や公共交通機関等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境の整備、公衆トイレの洋式化や多様な移動手段の整備等に対する支援を行った。また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取組みへの支援を実施した。また、インバウンド需要の本格的な回復を見据え、免税制度の利用促進や、令和

5年4月の免税品購入対象者の明確化等を踏まえ、必要な情報の周知広報に取り組んだ。加えて、免税品販売手続を行う自動販売機（別途国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）の指定の告示が行われ、空港等への設置が11か所（6年3月31日現在）で進んでいる。さらに「道の駅」について、外国人観光案内所のJNTO認定取得や多言語表示の整備



【関連リンク】
観光遺産産業化ファンド
URL : https://www.mlit.go.jp/kankocho/page06_000361.html

等のインバウンド対応を促進し、地域のインバウンドの受入拠点とする取組みを推進した。

(2) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

外国人患者を受け入れる医療機関について、令和5年度に2,222（うち都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は1,703）の医療機関をリスト化し、情報発信を行うとともに、多言語案内機能等の整備に対する支援を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、旅行保険への加入を促進した。

(3) 「地方創生回廊」の完備

バスタプロジェクトの全国展開を推進している。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設としている。

訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、観光地と連携した道路案内標識の改善等に取り組んでいる。

高速道路会社等において、地域振興や観光振

興のため、周辺地域や観光関係事業者等と連携し、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる観光周遊パス^{注1}を販売している。また、各鉄道事業者において、「ジャパン・レール・パス」をはじめとする訪日外国人旅行者向けの企画乗車券販売に取り組んでいる。

(4) クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組み

クルーズについては、令和5年3月より本格的に国際クルーズの運航が再開したところ、「観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）」で日本におけるクルーズ再興に向けた令和7年までの目標として「訪日クルーズ旅客250万人」「外国クルーズ船の寄港回数2,000回」「外国クルーズ船が寄港する港湾数100港」を掲げ、安心してクルーズを楽しめる環境づくりを進めるとともに、訪日クルーズ本格回復への取組みを進めた。具体的には、クルーズ船受入れに関するハード・ソフト両面からの支援や上質な寄港地観光の造成へ向けた意見交換会の実施等を行った。

このほか、新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組みや今後のあり方を整理した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ（令和5年9月11日）」の公表等に取り組んだ。



【関連リンク】
インバウンド受入環境整備高度化事業
URL : https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000150.html



【関連リンク】
インバウンド安全・安心対策推進事業
URL : https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000146.html



【関連リンク】
宿泊施設インバウンド対応支援事業
URL : https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/kankosangyokakushin/seibisokushin/shienseido.html



【関連リンク】
外国人患者受入体制の充実
URL : https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/ukeire/kankochi/kanja.html

注1 観光周遊パスは、従来平均約3割であるところ、令和4年11月からは、平日のみの利用を対象として合計で約4割お得となる拡充措置を実施している。

(5) 公共交通利用環境の革新

「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」に基づき実施している外国人観光旅客利便増進措置については、令和5年4月に同措置を講ずべき区間等として、鉄道244区間・バス265区間・旅客船34区間・旅客船ターミナル3港・エアライン16事業者・空港ビル64空港を指定しており、公共交通事業者等から外国人観光旅客利便増進措置実施計画が提出され、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金等を活用して取組みを進めている。

JNTO（日本政府観光局）と連携して、手ぶら観光のウェブサイトを活用して手ぶら観光カウンター認知度向上を図るとともに、手ぶら観光カウンターを24件新たに認定した。

(6) サイクリング環境向上によるサイクルツーリズムの推進

インバウンド効果を全国へ拡大するために、自転車を活用した観光地域づくりは有望であるものの、サイクリストの受入環境や走行環境の整備は不十分な状況である。このため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、走行環境整備、受入環境整備、魅力づくり、情報発信を行う等、サイクルツーリズムの推進に取り組んでいる。

また、国内外のサイクリストの誘客を図るため、日本を代表し、世界に誇り得るサイクルルートを国が指定する「ナショナルサイクルルート制度」を創設し、令和元年11月につくば霞ヶ浦りんりんロード、ビワイチ、しまなみ海道サイクリングロード、3年5月にトカプチ400、太平洋岸自転車道、富山湾岸サイクリングコースをナショナルサイクルルートとして指定した。

第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体は令和6年3月末時点で818団体に増加し、景観計画は668団体で策定、景観計画に基づく重点的な取組みは400団体で進められるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」に基づく条例を制定している景観

行政団体は、同年4月1日時点で233団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

(2) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点



【関連リンク】
景観まちづくり
URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/townscaping/toshi_townscaping_tk_000021.html



【関連データ】
欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状
URL : <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000010.html>



脱・電柱社会 キーワードは低コスト化！
URL : <https://www.youtube.com/watch?v=w0sJdcjKlh4>

から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及、事業期間の短縮等により、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。

(3) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を中心に、地域資源を活かした景観美化や修景等を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。令和6年3月末現在145ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(4) 水辺空間等の整備の推進

地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」、

河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の緩和措置」や更なる規制緩和に向けた社会実験「RIVASITE」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により、水辺空間を活用した賑わいの創出を推進している。

また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

図表Ⅱ-2-3-1 かわまちづくり（岐阜県大垣市）



2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等（22か所）の整備及び維持管理を行っている。令和5年度には、首里城正殿の復元整備工事等を実施した。

(2) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防関係施設（令和5年12月31日現在、重要文化財3件、登録有形文化財217件）については、土砂災害を防止する施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源として位置付け、環境整備を行うなどの



【関連リンク】
国営公園
URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_kokuei.html



【関連リンク】
首里城公園
URL : <https://oki-park.jp/shurijo/fukkou/>



【関連リンク】
～我が国の歴史的な砂防施設を紹介します～
URL : https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000014.html

取組みを推進している。

(3) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、95市町（令和6年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

(4) グリーンインフラの推進

社会資本整備や土地利用等において自然環境の多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の取組みを推進している。令和5年度は、グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に技術的・財政的支援を行うとともに、企業によるグリーンインフラ関連技術の地域実証を支援した。さらに、地域向け「グリーンインフラ実践ガイド」を発行し、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動を通じて、グリーンインフラの社会実装に取り組んだ。

図表Ⅱ-2-3-2 グリーンインフラ実践ガイド



【関連リンク】
歴史まちづくり
URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html



【関連リンク】
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム
URL : <https://gi-platform.com/>